

【記載例 2 : 市町村が作成する場合の記載例①】

〇〇市復興推進計画（例）

平成 24 年〇月△日

〇〇県〇〇市

1. 計画の区域 （←第3の1の(3)のアの(ア)）

〇〇市全域

※注 「〇〇市△△町、・・・」というように、市の一部の区域を計画の区域とすることも可能。

2. 計画の目標 （←第3の1の(3)のアの(イ)）

〇市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、必要な住宅を確保する。

〇市民が安心して働くことのできるまちづくりを目指し、雇用機会の確保のため、水産関連産業並びに再生可能エネルギー関連産業の集積の形成及び活性化等を図る。また、商業機能の回復を図るとともに、農業及び農産物加工業の再建を支援する。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容 （←第3の1の(3)のアの(ウ)）

- ① 東日本大震災により住居を失った者等に対して、罹災者公営住宅等を供給するとともに、被災者向け優良賃貸住宅の供給を促進する。
- ② 水産食料品製造業や太陽光発電の、新規企業立地、投資及び雇用を促進する。
- ③ 海面漁業、農業・農産物加工業の施設整備等を促進する。
- ④ 商業機能の回復を図るとともに、被災した中小企業の事業継続を支援する。

4. 復興産業集積区域の区域 （←第3の1の(3)のアの(エ)）

①〇〇市〇〇町〇〇、〇〇町〇〇・・・（「〇〇地区復興産業集積区域」）

※別添地図1 参照

②〇〇市〇〇町●●、△△の1番から25番地まで（「●●漁港・△△漁港周辺復興産業集積区域」）

※別添地図1 参照

③〇〇市〇〇・△△・・・（「中心部復興産業集積区域」）

※別添地図1 参照

復興居住区域の区域 （←第3の1の(3)のアの(エ)）

①〇〇市〇〇町〇〇、□□、▽▽・・・（「〇〇等復興居住区域」）

※別添地図1 参照

5. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容 （←第3の1の(3)のアの(オ)）

(1) 罹災者公営住宅等供給事業

① 復興推進事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

〇〇市全域(〇〇地区及び△△地区等)において、東日本大震災により住居を失った者等(以下「被災者等」という。)に対して住居を提供するため、公営住宅を建設等する。

事業期間：平成28年度末まで

また、〇〇市において新たに建設等した公営住宅及び既存の公営住宅等を、被災者等に賃貸する。

② 実施主体 (←第3の1の(3)のアの(オ))

〇〇市

③ 特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

被災者等が、復興推進計画の区域内において、当該計画を作成した認定地方公共団体により賃貸される公営住宅等に入居しようとする場合には、当該計画に定める公営住宅の建設等に要する期間が満了するまでの間、入居者資格要件のうち住宅困窮要件を満たせば、入居可能とする。

また、当該区域内に存する被災者等に賃貸した公営住宅等で引き続き管理することが不適当となったものの譲渡をする場合にあっては、譲渡制限期間を耐用年限の「1/4」から「1/6」に短縮するとともに、当該譲渡対価の用途を地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充てることを可能とする。

(2) 食料供給等施設整備事業

① 復興推進事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

〇〇市●●地区の農地における、トマトの水耕栽培施設及び周辺で生産された農産物の加工のための施設の整備。

② 実施主体 (←第3の1の(3)のアの(オ))

トマトの水耕栽培施設：農業生産法人〇〇、農業生産法人〇〇

農産物加工施設：〇〇地区生産出荷組合ほか市内の農業団体

③ 特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

〇〇市が地域協議会の協議を経て、かつ◇◇県知事の同意を得て食料供給等施設整備計画を作成したときには、当該施設については、農地の転用許可基準の緩和を行う。

※ 添付書類〇 〇〇市における農林水産業の津波被害の状況に関する資料

添付書類〇 整備しようとする施設の概要

添付書類〇 施設設置と食料安定供給の確保又は〇〇市における農林水産業の復興との関係に係る資料

(3) 復興建築物整備事業

① 復興推進事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

〇〇地区復興産業集積区域において植物工場を整備するに伴い、当該工場勤務する従業員の住居を確保する目的で工業専用地域に住宅の整備を促進するため、用途制限の緩和を行う。

② 実施主体 (←第3の1の(3)のアの(オ))

〇〇市

③ 特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

〇〇市長が、認定復興推進計画に定められた復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行う。

※添付書類〇 建築物の整備に関する基本方針

(4) 応急仮設建築物活用事業

① 復興推進事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

〇〇市において、被災した中小企業等の再建を支援するため、仮設店舗・仮設工場を、2年3か月を超えて存続させる。

② 実施主体 (←第3の1の(3)のアの(オ))

〇〇市

③ 特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

2年3か月を超えて存続させようとする建築基準法第85条第2項の応急仮設建築物（以下の所在地・用途・期間のもの）について、存続期間を延長することができる。

〇〇市〇〇町 450 店舗 平成 30 年度末まで

〇〇市〇〇1-30-2 工場 平成 27 年度末まで

※添付書類

〇当該応急仮設建築物の概要に係る資料

(5) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業<その1>

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果 (←第4の1の(2)のアの(イ)のAの(A)及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)

(ア) (イ) 及び (ウ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

・●●漁港・△△漁港周辺復興産業集積区域

(イ) (ア) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

海面漁業

(ウ) (ア) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (イ) の業種の主

要関連業種

水産食料品製造業

(エ) (イ) 及び (ウ) の業種の総称

「水産関連産業」

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

本市では、漁業が盛んであるとともに、水産食料品製造業に従事している市民が多く、漁業、水産食料品製造業を発展させることは、市民の雇用機会の確保に不可欠である。そこで、海面漁業従事者の環境を整備し海面漁業従事者の増加を図るとともに、水産食料品製造業の新規立地や投資の促進を図ることにより、△社の新規立地及び〇億円の新規投資が見込まれ、

同地域における雇用創出効果は●●人と見込まれるほか、△△△人の雇用機会が維持される。

② 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村 (←第4の1の(2)のアの(イ)のAの(B)、第4の1の(2)のアの(ア)B及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)

※別添地図2参照

〇〇市域において津波浸水地域を雇用等被害地域として設定

雇用等被害地域を含む市町村は〇〇市

<理由>

〇〇市域においては津波浸水地域が存在し、当該津波浸水地域においては、浸水に伴い雇用機会が大幅に減少しているところであり、〇〇職業安定所管内の事業主都合離職者数についても、今年4～6月の実績が前年4～6月の実績の〇倍に至っており、全国平均の伸び率を大きく上回っているため。

※別添資料参照。

③ ①の(ア)の復興産業集積区域のうちその区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの (←第4の1の(2)のエの(イ)のAの(G)及び第4の1の(2)のエの(イ)のB)

・ ●●漁港・△△浦漁港周辺復興産業集積区域

※別添地図1及び2参照

④ 特別の措置

(ア) ①の(イ)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第37条～第40条の規定に基づく措置)

(イ) ①の(イ)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規定に基づく措置)

⑤ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体 (←第3の1の(3)のアの(ク)、第4の1の(2)のアの(イ)のAの(F)及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)

漁業者に対する低利融資。

(実施主体：〇〇市、地銀等)

水産食料品製造業に属する事業を実施する者が共同して行う施設整備に対する補助を交付。

(実施主体：〇〇県)

水産食料品製造業者の誘致。

(実施主体：〇〇県、〇〇市、〇〇市漁業協同組合)

漁港等の復旧・整備。

(実施主体：〇〇市)

(6) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業<その2>

① 集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果 (←第4の1の(2)のアの(イ)のAの(A)及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)

(ア) (イ) 及び (ウ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

・〇〇地区復興産業集積区域

(イ) (ア) の復興産業集積区域においてその集積の形成又は活性化を目指す特定の業種
電気業

(ウ) (ア) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (イ) の業種の主
要関連業種
農業

(エ) (イ) 及び (ウ) の業種の総称
「再生可能エネルギー関連産業」

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

海岸地域の低地部は、住宅や工場等の利用が難しいため、大規模な太陽光発電所の誘致を図る。また、太陽光などの再生可能エネルギーを活用して、基幹産業の一つである農業の更なる発展をめざし、再生可能エネルギーを活用した新たな施設園芸団地の整備に取り組むとともに、農地の除塩対策や農業施設、園芸研究室等の早期復旧、農業生産の効率化を目指し農地の集約化等を図ることにより、農業の大規模化を促進する。これらにより、△社の新規立地及び〇億円の新規投資が見込まれ、同地域における雇用創出効果は●●人と見込まれるほか、△△△人の雇用機会が維持される。

② 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村 (←第4の1の(2)のアの(イ)のAの(B)、第4の1の(2)のアの(ア)B及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)

※ 5(5)②と同じ。

③ ①の(ア)の復興産業集積区域のうちその区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの (←第4の1の(2)のエの(イ)のAの(G)及び第4の1の(2)のエの(イ)のB)

・〇〇地区復興産業集積区域

④ 特別の措置

(ア) ①の(イ)の業種で太陽光発電に係るもの又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第37条～第40条の規定に基づく措置)

(イ) ①の(イ)の業種で太陽光発電に係るもの又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規定に基づく措置)

⑤ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体 (←第3の1の(3)のアの(ク)、第4の1の(2)のアの(イ)のAの(F)及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)

農業施設への再生可能エネルギー利用のための事業に対する補助

(実施主体：〇〇市)

農業施設で〇〇、△△の栽培に係るものの整備に対する補助

(実施主体：〇〇市)

再生可能エネルギーを利用した営農に対する指導

(実施主体：〇〇県、農政局)

除塩対策等農地及び農業施設の復旧
(実施主体：〇〇県、〇〇市)

(7) 法第2条第3項第2号ロの復興推進事業

「建築物整備事業」

① 事業の効果 （←第4の1の(2)のオの(イ)のAの(B)及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)

本市では、津波により市街地が広範囲にわたり壊滅的な被害を受けたため、商業機能も壊滅的な被害を受けている。そこで、〇〇駅前に日用品、食料品、衣料品等を扱う小売業の入居を想定した商業ビルの整備を促進する。本事業を実施することにより、〇〇駅前に小売業者の集積が図られ、商業機能の回復が期待される。

② 雇用等被害地域 （←第4の1の(2)のオの(イ)のAの(A)、第4の1の(2)のアの(ア)B及び第4の1の(2)のオの(イ)のB)

※ 5(5)②と同じ。

③ 特別の措置

(ア) 本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第37条の規定に基づく措置)

(イ) 本事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規定に基づく措置)

(8) 法第2条第3項第2号ハの復興推進事業

「被災者向け優良賃貸住宅供給事業」

① 事業の効果 （←第4の1の(2)のカの(イ)のAの(A)及び第4の1の(2)のカの(イ)のA)

本市では、津波により相当数の住宅が滅失しており、東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条第2項の規定に基づき、本市の区域が告示されている。市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためにも、住宅を高台において新たに確保することが必要不可欠である。本事業を実施することにより、高台の〇〇町〇〇等に定められた〇〇等復興居住区域において〇〇〇戸の被災者向け優良賃貸住宅が整備され、●●●●人が入居するものと見込まれる。

② 特別の措置

本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第41条の規定に基づく措置)

(9) 法第2条第3項第2号ニの復興推進事業

① 事業の内容

バイオ燃料の製造・販売に関する事業

② 事業の効果 （←第4の1の(2)のキの(イ)のAの(A)

津波による浸水の影響により大量の倒木等の廃棄物が市内において発生し、その処理が課題となっているところであり、同時に再生可能なクリーンエネルギーの普及が市民からも望まれている現状に鑑み、倒木も原材料にするバイオ燃料の製造・販売を行うことにより、廃棄物の処理が推進されるとともに、クリーンエネルギーの普及にも寄与する。

- ③ 施行規則第1条のうち、当該復興推進事業が該当する項及び号 (←第4の1の(2)のキの(イ)のAの(B))

第1条第3項第2号

- ④ 当該復興推進事業の事業区域 (←第4の1の(2)のキの(イ)のAの(C))

〇〇市〇〇

- ⑤ 当該復興推進事業において、指定会社が開発、製造、提供等する製品、役務等具体的な内容 (←第4の1の(2)のキの(イ)のAの(D))

バイオマス、廃棄物等（特に津波で大量発生した倒木）を原材料とするバイオ燃料の製造・販売を行う。

- ⑥ 当該復興推進事業を実施すると見込まれる者 (←第4の1の(2)のキの(イ)のAの(E))

(株)〇〇研究所、(有)〇〇商店、(株)〇〇製造、が共同で設立する株式会社(「△△△△(株)」)。

※ 当該復興推進事業の実施に要する資金のおおむねの見込額及びその調達方針については、別添資料のとおり。

- ⑦ 特別の措置

本事業を実施する指定会社に対して出資する個人に対する所得税の課税の特例（法第42条の規定に基づく措置）

(10) 法第2条第3項第3号の復興推進事業

「復興特区支援貸付事業」

- ① 事業の内容 (←第4の1の(3)のアの(イ)のA)

〇〇地区への誘致を目指す太陽光発電所に関し、当該太陽光発電所を建設・運営する事業者に対して必要な資金を貸し付ける事業

- ② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明 (←第4の1の(3)のアの(イ)のB)

本計画の目標の一つに「太陽光など、大規模災害における活用や地球環境にやさしいエネルギーの活用を推進する」ことがある。太陽光発電所の建設・運営は、その目標を達成するために根幹となる事業であり、他の事業と比較して、計画の目標達成への寄与度が高いものと考えている。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業 (←第4の1の(3)のアの(イ)のC)

施行規則第2条第3号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名 (←第4の1の(3)のアの(イ)のD)

□□銀行、〇〇銀行

- ⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補

給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

6. 復興産業集積区域又は復興居住区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容 （←第3の1の（3）のアの（カ）及び第3の1の（3）のキ）

- ① ○○地区復興産業集積区域
「復興建築物整備事業」
※内容は、5（3）の内容と同じ。
「再生可能エネルギー関連産業」
※内容は、5（6）の内容と同じ。
- ② ●●漁港・△△漁港周辺復興産業集積区域
「水産関連産業」
※内容は、5（5）の内容と同じ。
- ③ 中心部復興産業集積区域
「建築物整備事業」
※内容は、5（7）の内容と同じ。
- ④ ○○等復興居住区域
「被災者向け優良賃貸住宅供給事業」
※内容は、5（9）の内容と同じ。

7. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明 （←第3の1の（3）のアの（キ））

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、基幹産業である農業・漁業・水産加工業の発展が見込まれるほか、今後成長が見込まれる再生可能エネルギー産業の集積の形成及び活性化が図られる。そのことにより、市民が安心して働くことができるまちづくりが進む。

また、商業機能の回復や安全な住宅地の整備が図られ、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりが進む。

これらの効果は、○○市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

8. その他 （←第4の1の（2）のアの（エ））

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、○○県の意見を聴取した。

また、○○市地域協議会に、○○県を構成員に加え、法第4条第6項に基づく協議を行った。

※別添資料参照。